あいち型産地パワーアップ事業実施要領

第１　趣旨

本県は全国有数の農業県であるが、担い手の減少や高齢化、共同利用施設や園芸用栽培施設の老朽化が進んでおり、生産力の低下が懸念されている。

そこで、本事業により、地域が一体となって策定した「産地戦略」に基づく栽培施設や共同利用施設の整備や改修、高性能な農業機械の導入などを支援することで、本県農業の生産力の強化を図る。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

１　地域農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年４月９日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）をいう。

２　産地戦略

地域協議会により作成された、産地の生産力の強化等を図るため、「人」、「農地」、「生産技術」、「施設等」、「販路拡大」の観点から、現状分析を基に、産地の 10 年後を展望し、５年後までの行動計画を取りまとめたものをいう。

また、県域または複数の地域協議会を含む広域産地における産地戦略は、県域団体等が各地域協議会と協力のもと作成したものをいう。

３　取組主体計画

別表に掲げる取組主体が、産地戦略の目標達成に向け、生産力の強化の目標のもとに作成した事業計画であって、地域協議会長により産地戦略の目標達成に必要なものとして承認されたものをいう。

４　事業実施計画

単年度ごとの取組主体計画を地域協議会においてとりまとめた計画であって、知事により承認されたものをいう。

なお、取組主体が県域団体のみの場合、事業実施計画は当該県域団体が作成したものをいう。

第３　事業の実施方針

本事業は、産地の生産力の強化等のため、その取組方向の明確化を図り、方向性に即した産地の一体的な取組により、産地が自ら定めた目標の達成に向け、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

第４　事業の実施等

１　事業推進主体

本事業の事業推進主体は、地域協議会又は農業者の組織する県域団体等とする。

２　事業の取組の内容

本事業の具体的なメニュー、取組主体、補助率、事業内容等は、別表及び別紙１から３の内容とする。

３　事業実施の手続

（１）　産地戦略の作成

事業推進主体の長は、別記様式第１号により、以下のア～ウを満たす産地戦略を作成する。

ア　産地戦略は、別表に掲げる産地要件を満たすものとし、以下の項目が記載されていること。

（ア）１０年後に産地がめざす姿

（イ）産地がめざす姿の実現に向けた課題及び目標

（ウ）目標達成までの取組方策

（エ）５年後までのアクションプラン

（オ）産地の担い手の名称

イ　販売額の増加、生産コストの削減、高付加価値化等を通じて産地の生産力の強化等に資する戦略であること。

ウ　産地戦略は次の（ア）～（ウ）の全てに該当すること。

（ア）生産力の強化等に係る５年後の目標値を１つ以上設定していること。

（イ）国や県の補助事業の実施の有無にかかわらず、生産力の強化等の取組が行われること。

（ウ）産地の担い手の取組は、産地戦略の目標の実現のために必要なものであり、産地戦略の期間、経営が安定的に継続することが見込まれること。

（２）　取組主体計画の作成等

取組主体は産地戦略の実現に必要な取組を位置づけた取組主体計画（別記様式第２号）を作成し、地域協議会の長あてに提出する（取組主体が県域団体の場合を除く）。なお、作成に当たっては、取組主体が本事業を実施する取組単位当たり生産性１０％以上向上の目標（以下「取組主体目標」という）を設定するとともに、取組主体の現状及び目標年度における対象品目の販売額（以下「販売額」という）を記載する。

（３）　事業実施計画の作成・承認

地域協議会の長は提出を受けた取組主体計画をとりまとめ、事業実施計画（別記様式第３号）を作成し、産地戦略を付して、市町村を経由して知事へ提出する。

取組主体が県域団体の場合は、(2)に準じて作成した取組主体計画及び産地戦略を付した事業実施計画書を知事あてに提出する。

なお、作成に当たっては、取組主体の現状及び目標年度の販売額の合計を記載する（以下、目標年度の販売額の合計の増加割合を「事業実施計画目標」という。）

提出を受けた知事は、事業実施計画書を審査し、承認するときは、地域協議会の長に対して市町村を経由して通知する。また、取組主体が県域団体の場合は、知事は承認後、県域団体の長に対して通知する。

（４）　取組主体計画の承認

地域協議会の長は、知事から事業実施計画の承認を受けた場合は、その内容に含まれている取組主体計画の承認を行う。

（５）　事業実施計画の変更

地域協議会等の長は（３）で知事が認定した事業実施計画について、重要な変更に該当する場合は（２）から（４）までに準じた手続きを行うものとする。

なお、重要な変更とは、次に掲げるものをいう。

ア　取組主体計画に係る事業の追加、中止又は廃止

イ　取組主体の変更

ウ　取組主体における事業費の３０％を超える増減

４　事業の着工等

（１）取組主体による本事業の着手は、原則として、知事からの補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、市町村を経由して知事に提出するものとする。

なお、取組主体が県域団体の場合は、知事に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着手を行うものとする。この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で着手を行うものとする。

５　事業費の低減

地域協議会等及び取組主体は、本事業を実施する場合には、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設整備を排除する等、事業費の低減が図られるよう努める。

第５　助成

県は第４の３の（３）により認定した事業実施計画に基づいて実施する取組に要する経費に対し、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第６　目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の２年後とする。なお、果樹の新植・改植に係る目標年度は、事業実施年度の１０年後とすることができる。また、省力化・省人化、ICT 等を活用した技術継承、経営管理の高度化に係る取組を含む場合の目標年度は、事業実施年度の５年後とすることができる。

第７　実施期間

取組主体計画及び事業実施計画の事業期間は原則単年度とする。

第８　事業実施状況の報告

１　取組主体計画実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、取組主体計画実施状況報告を作成し、別記様式第４号により、翌年度の６月末日までに地域協議会の長に提出するものとする。

２　事業実施計画実施状況報告

地域協議会の長は、１の取組主体からの取組主体計画実施状況報告の提出を受けた場合には、事業実施計画実施状況報告を作成し、別記様式第５号により、報告が提出された年度の７月末日までに、市町村経由で知事に提出するものとする。

また、地域協議会の長は、取組主体計画実施状況報告の内容について点検し、計画に定められた目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

なお、取組主体である県域団体の長は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画実施状況報告を作成し、別記様式第５号により、翌年度の７月末日までに、知事に提出するものとする。

第９　事業の評価

事業実施計画の目標の達成状況について、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

１　取組主体は、取組主体計画の目標年度の翌年度に、取組主体目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末日までに、別記様式第４号により地域協議会の長に提出するものとする。

なお、果樹の新植・改植について、目標を事業実施年度から１０年後とした場合は、事業実施年度から５年度目に、中間的な評価を実施する。

２　地域協議会の長は、１の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、事業実施計画目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の７月末日までに、別記様式第５号により市町村経由で知事に提出するものとする。

なお、取組主体である県域団体の長は、事業実施計画目標の達成状況について

自ら評価を行い、その結果を当該年度の７月末日までに、別記様式第５号により知事に提出するものとする。

第１０　評価結果の反映

同じ産地戦略に基づく事業実施計画の補助金額は、評価実施後の最初の１回に限り、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じた額とする。

事業実施計画目標の達成度	率
80%以上	100%
60%以上 80%未満	95%
40%以上 60%未満	90%
20%以上 40%未満	85%
20%未満	80%

第１１　その他

１　事業実施計画の単年度当たり申請の下限事業費は３００万円とする。ただし、スマート農業関連機器の導入に取り組む事業実施計画の申請下限事業費は３０万円とする。

２　事業実施計画の単年度当たりの補助金額の上限は、３，６００万円とする。

３　取組主体ごとの単年度あたりの補助対象となる事業費の上限は６，０００万円とする。

４　本事業の採択基準等は別紙３のとおりとする。

５　本事業の実施等につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、農業水産局長が別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成３０年１２月２０日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１２月８日から施行する。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和５年１月４日から施行する。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和８年３月２７日から施行する。

別表

以下の事業を実施できるものとする。

メニュー	取組主体	産地要件	補助率
1　農業機械等及び生産資材の導入 2　施設の整備 ・育苗施設 ・乾燥調製施設 ・穀類乾燥調製貯蔵施設 ・農産物処理加工施設 ・集出荷貯蔵施設 ・産地管理施設 ・用土等供給施設 ・農作物被害防止施設 ・農業廃棄物処理施設 ・園芸用栽培施設 ・種子種苗生産関連施設 ・有機物処理・利用施設 ・産地・消費者交流促進施設 3　既存施設の能力向上を伴う改修 4　その他知事が認めるもの	取組主体は、要領第４の３の（１）に定める産地戦略に位置付けられた次に掲げるものとする。 1　市町村 2　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 3　農業者（青色申告を行っている者をいう。以下同じ。） 4　農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。） 5　民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第 154 号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。以下同じ。）	要領第４の３の（１）に定める産地戦略は次に掲げる１及び２の要件をすべて満たすものとする。 1　原則農業の常時従事者（原則年間 150 日以上）が３名以上であること。 2　栽培面積が露地では３ha 以上、施設では１ha 以上であること。 ただし、都市近郊地域（※１）の園芸品目（野菜・果樹・花き）、又は中山間地域（※２）においては、それぞれ以下の要件を満たす場合に限り、上記２の面積要件を１/２とすることができるものとする。 （１）都市近郊地域 次に掲げるア及びイの要件全てを満たす場合。 ア　農業の常時従事者（原則年間 150 日以上）を１名以上有する農家等が、原則３戸以上であること。 イ　当該産地が存する市町村において、全経営耕地面積（農業経営体が経営している耕地面積で借入耕地も含む）に占める 0.5ha 以下の小規模経営耕地面積の割合が 15%以上であること。なお、産地が複数の市町村	補助率は１/３以内とする。

		にまたがる場合には、当該産地が含まれる市町村の経営耕地面積を合算して割合を算出するものとする。 （２）中山間地域 次に掲げるアの要件を満たす場合。 ア　農業の常時従事者（原則年間150 日以上）を１名以上有する農家等が、原則３戸以上であること。	

（※１）「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、都市的地域に分類されている地域が過半を占める産地

（※２）特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の対象地域、「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域または山間農業地域に分類されている地域が過半を占める産地

別紙１

あいち型産地パワーアップ事業の内容等

１　助成対象となる取組の範囲
国庫補助事業の採択要件に適合しているものは採択しない。

２　取組主体
本事業の取組主体は、実施要領別表の取組主体欄の１から５に定める者とする。

３　補助率
補助率は、実施要領別表の補助率欄に定めるとおりとする。

４　助成対象経費
本事業の助成対象経費は、実施要領別表メニュー欄の１から４のメニューごとに次に掲げるものとする。

（１）　農業機械等及び生産資材の導入

ア　農業機械等の導入
実施要領第４の３の（１）の産地戦略の実行に必要な農業機械等の導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。
（ア）　原則、新品であること。
（イ）　耐用年数が概ね３年以上であること。

イ　生産資材の導入
実施要領第４の３の（１）の産地戦略の実行に必要な生産資材の導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。
（ア）　果樹の新植・改植に要する経費（苗木の購入経費に限る。）
（イ）　生産性の向上に必要な資材（パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が複数年・継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費

ウ　助成対象としない取組
（ア）　経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
（イ）　本体価格が事業費として１０万円未満の農業機械等（アタッチメントを含み、環境モニタリング装置を除く）。
（ウ）　農業以外に使用可能で汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、ショベルローダー、パソコン等)
（エ）　毎年度必要となる資材
（オ）　種苗（イの（ア）の場合を除く。）
（カ）　同種・同能力のものの再導入（いわゆる単純更新)。

エ　農業機械等の導入に係る留意事項

（ア）　取組主体は、農業機械等の導入先の選定に当たっては、当該農業機等の希望小売価格を確認するとともに、原則、仕様書に基づく３社以上の競争見積もりにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

（イ）　地域協議会は、農業機械等による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

（ウ）　助成の対象となる事業費１０万円以上の農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償等）に加入するものとする。

（エ）　取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

①貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、知事に届けるものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

②取組主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

オ　生産資材の導入に係る留意事項

（ア）　果樹の新植・改植を行う場合の対象品目は、愛知県果樹農業振興計画(果樹農業振興特別措置法(昭和 36 年法律第 15 号)第 2 の 3 の第一項に定める果樹農業振興計画をいう。)に位置づけられた主要品目及び地域を支える果樹とし、対象品種は、当該産地の果樹産地構造改革計画(「果樹産地構造改革計画について」(平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知)に定める果樹産地構造改革計画をいう。)に位置付けられた品目及び品種であること

（イ）　生産資材の導入に当たっては、当該生産資材の希望小売価格を確認するとともに、原則、仕様書に基づく３社以上の競争見積もりにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

（ウ）　生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償等）に加入するものとする。

（２）　施設の整備

実施要領第４の３に掲げる取組に必要な施設の整備に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

ア　施設の整備に係る留意事項

（ア）　取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

（イ）　補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については、規模決定根拠により適正な規模とするとともに、原則、一般競争入札の実施又は仕様書に基づく３社以上の競争見積もりにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

（ウ）　整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が概ね５年以上のものとする。

（エ）　施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる単純更新）は、助成の対象外とする。

（オ）　取組主体が農業生産を行うために権利設定した農地に障害物（複数年利用されていない園芸用栽培施設）がある場合は、その撤去費用を補助対象とすることができる。

（カ）　共同利用施設の能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

（キ）　施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ａ　担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

ｂ　必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

（ク）　次に掲げるものは、助成の対象外とする。

ａ　施設用地の整地や改良などの整備

ｂ　経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

c　対象施設等以外の資産形成（直接的なもの）。（例：農地等不動産の取得や賃借に要する経費に対する助成）

（ケ）　取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

a　貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、知事に届けるものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b　取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c　貸借契約は、書面によって行うこととする。なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

（コ）　土地利用型作物（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。）及び豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地域協議会は、取組主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

（サ）　本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償等））に加入するものとする。

（３）　既存施設の能力向上を伴う改修

第４の３の（１）の産地戦略の実行に必要な園芸用栽培施設や共同利用施設等の能力向上を伴う改修に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

ア　園芸用栽培施設の改修は、「あいち型植物工場」となるものとする。

イ　「あいち型植物工場」とは、①太陽光利用型の施設園芸、②施設内の温度、湿度、CO_2の３項目を常時モニタリング、③モニタリング結果を基に複合的に施設内環境を制御している施設とし、原則、環境モニタリング装置と炭酸ガス発生装置又はミスト装置、ヒートポンプのいずれかが導入済み又は導入予定の施設に対し、換気・カーテンの自動化、カーテン設備の追加、高軒高化、ガラス又は軟質フィルムから硬質フィルムへの被覆資材の張替、被覆の多層化の改修及び循環扇、環境制御装置、養液栽培設備等を導入することができる。

ウ　補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については、規模決定根拠により適正

な規模とするとともに、原則、一般競争入札の実施又は仕様書に基づく３社以上の競争見積もりにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

エ　助成対象としない取組

（ア）　経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組。

（イ）　修繕（経年劣化した施設の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図るもの。いわゆる単純更新）。

（ウ）　通常の保全・管理や毎年必要となる経費。

オ　改修した園芸用栽培施設や共同利用施設等については、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償等））に加入するものとする

別紙２

施設等の整備の基準

実施要領別表のメニューの欄の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

補助対象整施設名	補助対象基準
育苗施設	・水田作物、野菜、花きの育苗施設と付帯する設備
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。

産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
農作物被害防止施設	・農業生産における気象災害や病害虫、鳥獣による被害を軽減するために必要な施設とする。
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
園芸用栽培施設	・鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないハウス。 ・必要に応じて、環境モニタリング装置、炭酸ガス発生装置、循環扇、ミスト装置、環境制御装置、自動換気装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設等生産性を向上させる施設を一体的に整備することができる。 ・完全人工光型施設も対象とすることができる。
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設
有機物処理・利用施設	・耕種農家が整備する堆肥等の製造に必要な施設。
産地・消費者交流促進施設	・産地直売施設、農家レストラン、体験農園、付帯施設等の整備
その他知事が認めるもの	・上記の施設以外で、産出額が向上する取組とする。

※対象経費には工事費、工事雑費、実施設計費等を含む。

別紙３

あいち型産地パワーアップ事業の採択基準等について

実施要領第１１の３の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

１　事業実施計画（以下、「計画」という。）ごとに、下表の区分欄の１から６によりポイントを算定する。
２　計画の採択に当たっては、事業実施要領に照らして適正であることを並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、採択対象となる計画を選定する。
３　選定した計画のうち、１で算定したポイントの高い順に計画を並べ、予算額の範囲内で、ポイントが上位の計画から順に採択する。
なお、同一ポイントが複数ある場合は、販売額の合計の増加割合の多い計画を上位とし、それが同一の場合は、目標年度の販売金額の増加額が多い計画を上位とする。
さらに販売額の増加額が同一の場合は、補助対象事業費が低額な計画を上位とする。
また、予算の残額が計画に満たない場合でも採択することができるものとする。

区分	事業実施計画単位の指標
１　現状販売額	⑴事業実施計画毎に順位付けし、順位が下がるごとに１ポイントを減ずる。（最大５ポイント） １位：５ポイント、２位：４ポイント ３位：３ポイント、４位：２ポイント ５位：１ポイント
２　目標年度の販売金額の増加額	⑴事業実施計画毎に順位付けし、順位が下がるごとに１ポイントを減ずる。（最大５ポイント） １位：５ポイント、２位：４ポイント ３位：３ポイント、４位：２ポイント ５位：１ポイント
３　目標年度の販売金額の増加割合	⑴販売金額の増加割合を３で除した数値をポイントとする。（最大10ポイント）
４　県施策方針との整合	⑴あいち型植物工場（環境制御部分）の導入・普及を加速化するための取組（環境モニタリング装置、炭酸ガス発生装置等の導入）を含んでいる（５ポイント）
	⑵認定新規就農者、認定新規就農者となる見込みの者等の取組を含んでいる。（５ポイント）
	⑶県育成品種の作付拡大の取組、６次産業化及び輸出拡大の取組のいずれかの取組を含んでいる。（３ポイント）

	(4) スマート農業に係る取組を含む事業実施計画をアからウのいずれかの指標に分類し、それぞれの指標において順位付けを行う。順位が下がるごとに１ポイントを減ずる。（最大５ポイント） １位：5 ポイント、 ２位：4 ポイント ３位：3 ポイント、 ４位：2 ポイント ５位：1 ポイント ア　省力化・省人化 スマート農業に係る取組の労働時間削減割合の合計を取組主体数で除した数値 イ　ICT 等を活用した技術継承 目標単収の平均と地域平均単収の比率 ウ　経営管理の高度化 上位規格品割合、又は契約取引割合の増加の平均値
	(5) 中山間地域等（※）が受益面積の過半を占める取組主体計画を含んでいる。（３ポイント）
５　市町村の上乗助成	(1) 及び (2) によって算出したポイントを加算（最大８ポイント） (1) 事業費に対する市町村の上乗せ助成割合（県費と上乗額の割合）に応じてポイントを加算 市町村上乗せ額÷県費補助額×5 ポイント (2) 市町村の上乗せ助成額に応じてポイントを加算 100 万円以上：3 ポイント 50 万円以上 100 万円未満：2 ポイント 10 万円以上 50 万円未満：1 ポイント
６　産地戦略の早期実現に向けた取組	(1) 事前意向調査提出時までに産地戦略を策定している。（２ポイント）
	(2) あいち園芸生産力強化プロジェクト関連事業を実施した、又は実施している産地（２ポイント）
	(3) 前年度不採択となった事業実施計画を見直した計画（取組主体の追加）（３ポイント）
	(4) 前年度不採択となった事業実施計画を見直した計画（販売金額の割合増加）（３ポイント）

※ 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の対象地域、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域または山間農業地域に分類されている地域